

開業資金（創業枠・創業サポート枠）

県では県内での起業・創業を資金面から支援するため、開業資金を設けています。平成29年4月から自己資金要件を緩和し、ご利用いただきやすくなりました。また、所定の要件を満たす方の信用保証料を引き下げる「創業サポート枠」の融資対象者を拡大しました。ぜひご利用ください。

（創業枠）

（創業サポート枠）

資金使途 (※1)	県内で新たに事業を開始するため、および県内で開業後、事業基盤を確立するために必要な設備資金、運転資金	
融資対象者 (※2)	次のいずれかに該当する方 ①事業を営んでいない個人であって、1か月以内に新たに開業しようとする者または開業後5年未満の者 ②事業を営んでいない個人であって、2か月以内に新たに会社を設立しようとする者または、設立後5年未満の者 ③会社が事業を継続しながら新たに設立された会社であって、事業を開始しようとする会社または、設立後5年未満の会社 ④事業を営んでいない個人が開業後、事業の譲渡により事業の全部または一部を承継させ設立した会社（ただし、開業後通算5年未満の場合に限る。）	左記創業枠の融資対象者の要件を満たし、かつ、次のいずれかに該当する方 (ア) 認定特定創業支援等事業の支援を受けた者（対象となる事業は、各市町にお問い合わせください） ・開業6か月前から利用可能 ・融資限度額 3,000万円まで利用可能 (イ) 県内インキュベーション施設の入居者 (ウ) 所定の県の創業支援策の対象者 (エ) 商工会議所、商工会、産業支援プラザの経営支援を受けた者
融資限度額 (※3)	運転・設備合計 2,500万円	
融資利率 (※4)	年1.00%	
信用保証料	必ず保証協会の保証つき 保証料率 年1.0% (一般保証利用の場合、年0.37%~1.82%)	必ず保証協会の保証つき 保証料率 年0.5% (一般保証利用の場合、年0%~1.32%)
融資期間 (※5)	7年以内（据置1年以内）	
担保・保証人	無担保・原則無保証人（法人の場合の代表者を除く） (一般保証利用の場合、保証協会の定めるところによる)	
受付機関	各商工会議所・各商工会・滋賀県産業支援プラザ	
取扱金融機関	滋賀銀行、関西みらい銀行、大垣共立銀行、京都銀行、福井銀行 滋賀中央信用金庫、長浜信用金庫、湖東信用金庫、京都信用金庫 京都中央信用金庫、滋賀県信用組合、滋賀県民信用組合 商工組合中央金庫、京滋信用組合、近畿産業信用組合 滋賀県信用農業協同組合連合会	

※1 設備資金の場合は、融資対象となる設備について、借入申込時に所要資金の30%以上の支払いがされていないこと。
 ※2 農林水産業、金融・保険業、公務（公的機関）、学校法人、政治・経済、文化団体、宗教等、滋賀県信用保証協会の保証の対象外業種を除きます。
 ※3 同一年度内の利用は設備資金、運転資金それぞれ1回を限度とします（条件がありますので、詳しくは受付機関等へご確認ください）。
 ※4 融資利率は、今後の金融情勢等により変更することがあります。
 ※5 融資期間は1年以上となります。
 （特記事項）女性の場合、「開業資金（女性創業枠）」がご利用いただける場合があります。上記資金の融資対象に該当しない場合でも、他の資金が活用できる場合があります。また、融資対象者であっても、金融機関や信用保証協会の審査により、ご希望に添えない場合があります。

令和4年4月1日現在

お問い合わせ先 滋賀県 商工観光労働部 中小企業支援課 金融支援係
 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
 TEL:077-528-3732 / FAX:077-528-4871